

労働者自らが地域に必要な仕事をおこす事業体として出発した労協（事業団）は、歴史的な経緯も含め、多くの自治体委託事業を受託してきた。その多くが公園清掃などを典型とする労働集約型のいわゆる「役務提供」という分野であり、それは工事契約などと違い完成するというのではなく、翌年も継続していくことが前提である。つまり、年度末に次年度の契約を落札できなければ、そこに働く労働者は即失業という事態が待ち受けている。

労協の清掃事業の歴史は同業他社に比べても古く、昭和40年代から始まっている。先輩方の話を聞くと、高度成長期に自治体による建物や公園の整備が進み、管理の委託化も進む中で仕事が増え、毎年継続さえしていれば数%ずつの単価改定があったということだが、私が関わった90年代のバブル崩壊以降は、税収が減り、従来の公園や建物の清掃業務の予算が縮小していく中で、これまで清掃など見向きもしていなかった大手企業や他業種からの参入が続き、限られたパイの分捕りをめぐるまさに過当競争の時代に入ってしまった。ある新築の都税事務所の入札では、年度末までの数ヶ月間の清掃業務を数万円という価格である業者が落札したことを記憶しているし、ダンピングはさほど珍しいことではなかった。

当時の記録を見ると2月後半から3月末までの土・日、祝日を除く約30日間に140件ほどの入札・見積もり合わせを行っているが、その忙しさと緊張感は並大抵のものではない。そんな中で、いつも考えていたのは、「この仕事が協同労働の実現にどう関係するのか？」という疑問だった。例えば公園清掃でいえば、仕事の内容を地域住民から感謝され、自治体の公園事務所にも評価され、自分たちなりの工夫・努力で仕事の質を高めてきたとしても、年度末の入札で1円でも安い業者が現れれば翌年は続けられなくなる、という理不尽さがある。もちろん、不況が続く成長が止まった時代に、それまでのような毎年単価が上がる契約を求めるのは無理があるし、革新的な技術開発の努力によりコストが劇的に下げる業者が現れることもあり得る（清掃ではなかなか難しいが）、また、公契約の性格上、会計法や地方自治法の枠の中でやれることの限界もわかる。しかし、公共サービスの現場で働く人間が、そこで働くことにより成長・発展していくことを否定するような枠組み・制度というのは、いったい何なのか？また、それを行政が率先して行っているのは何故なのか？また、それではそれに代わるものはあり得ないのか？

そんなこともあって、昨年、法政大学の武藤博己先生の『入札改革』（岩波新書）の出版予定を編集を担当したワーカーズコープ・アスラン

の杉村さんよりお聞きした時には、思わずいろいろな思いが噴出して電話で長らくお話をさせていただいた(ご迷惑であっただろうが)、私にとっては、ようやくこの問題について正面から取り上げた本が出版された、というのが率直な感想である。

本書の主張はごく単純化すると「公共サービスの委託を金額だけで決めるのではなく、環境、福祉、男女共同参画、公正労働といった新しい社会的基準を入れることによって談合をなくすと共に各自治体があるべき地域社会づくりの価値を示していくべきである」ということである。これは、これまで「行政の仕事」として行われてきた社会サービスを現実の問題として外部化せざるを得ない以上、一刻も早く実現すべき課題である。「行政と市民の協働」を旗印に、NPOを中心とする市民セクターへの業務委託がかなりのスピードで進み始め、また「指定管理者制度」の変更により「公」にしかできない分野というのは圧倒的に少なくなっている。しかし、私の知る限り、殆どの場合はそのような委託は直営事業より明らかに(著しく)低い水準で金額設定がなされており、そのことを通じて、どんな社会を実現しようとしているのかが感じられるものは少ない。

確かに私たちワーカーズコープのような市民事業者にとっては、地域のニーズによって作りだしてきた仕事が公共的なものと認められ、発展していくひとつの機会であるが、一方で公共サービス、そして委託契約のあり方について、市民の側から、積極的に提起をしていかなければならないと思う。そのために、必要と思われる点をいくつか挙げて終わりたい。

ひとつは、この新しい基準を取り入れた入札制度を支える主体は誰か、という問題である。私の経験で言えば、これまでの公共サービスの委託は、「行政と事業者」および「行政と市民」という2つの回路しか持っていなかった。事業者と市民は余程問題でも起こらない限り、選定の基準や評価も含めて没交渉であった。これを3者が同じ土俵の上で相互に議論し評価し合う仕組みにできるかどうか。本書の第4章でも触れているが、新しい価値を盛り込んだ自治基本条例などをつくり、それに基づいた地域運営協議会的なものが必要になってくるのではないか。もはやこれは、「入札」という入り口のみの問題ではなく、その地域をどう運営していくか、という大きな問題に関わってくる。やはり本書でも指摘があるように、「サービスの受け手でもあり、担い手でもある」ようなあり方が求められてくるわけで、協同組合やNPOの存在がますます必要となるだろう。

これとも関わって、自治体・公務労働者(公務員)の働き方の問題がある。大抵の場合、公共サービスの委託は公務労働として担いにくい部分から進む。例えば、早朝・夜間の仕事、単純作業、etc.。最近では、自治体の基本構想・計画に関わる調査や取りまとめ業務ですら外注されている。そうやって公共サービスを部分的に切り売りしていった時に残った仕事とは一体何なのだろうか?やはり公務労働者の側からも新しい公共性のあり方を積極的に提示していただきたい。もちろん、地域全体の利益を考え安易な委託や予算削減に反対して闘っておられる方々がいることは承知している。ただ、実際に外部化が激しく進んでいる現状の中で、「管理」するのではなく市民や事業者と一緒に作る「公共性」とは何なのか共に考えていただければと思う。

市民や市民事業者の側もこれまで「行政の責任」として預けていたものを自分たちの側にもう一度引き受ける覚悟が必要となる。自分たちの身の回りの問題を解決すると共に、一回り大きな視点で地域社会全体の利益になる事業や活動が求められてくる。地域エゴやタコツボ的な市民活動を超え、いかに行政の下請けでない新しい地域運営の手法を生み出せるか、がカギとなるだろう。